

国立六大学連携コンソーシアム国際連携機構長 殿

AUN・国立六大学合同サマープログラムに関する誓約書

私は、AUN・国立六大学連携コンソーシアム国際連携機構（以下、「実施機関」という）が主催する AUN・国立六大学合同サマープログラム（以下、「研修」という）への申込および参加にあたり、「募集要項」の記載事項を熟読した上で、以下の事項を厳守することを誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや機構や本学からの支援を中止されたとしても、異議申し立てをいたしません。

【研修について】

1. 研修参加に関して、申込時に保証人の承諾を得ていること。
2. 研修の妨げとなる健康上の問題は申込前に解決し、心身ともに研修に耐えうよう自身の健康管理に努めること。また、既往症や持病等がある場合は、研修参加の可否や研修中の過ごし方等について必ず申込前に医師に相談し、診断と判断に従うこと。
3. 渡航にあたり、感染症予防接種、マラリヤ予防薬等の処方・服用、防虫薬の携行が求められる研修に参加する場合は、機構や本学および担当旅行社、医師の指示に従うこと。
4. 機構や本学が正当と認める理由なく、研修参加を辞退しないこと。参加確定後に辞退する場合は、理由に関わらず、参加費の一部または全額のキャンセル料が発生すること。その際のキャンセル料等の費用は、参加学生の負担となること。
5. 機構や本学および担当旅行社、研修先機関等の指示に従い、旅券・ビザの取得、参加費（申込金を含む）の支払い等の諸手続きや、所定の書類および課題等（研修先機関での学業成績を含む）の提出を、参加学生の責任において期日までに行うこと。
6. 定められた各種ガイダンス等に参加すること。
7. 各種ガイダンスや研修中の授業等への参加姿勢に問題があり、機構や本学が研修参加取消や途中帰国が適当であると判断した場合は、これに従うこと。その際に発生するキャンセル料等の費用は参加学生の負担となること。
8. 機構や本学が、研修先機関から参加学生の個人情報（学業面および生活面）について提供を受けることを了承すること。
9. 研修先機関との友好関係の構築に努め、友好関係を損なうような行動や発言は慎むこと。また、宿泊先がホームステイの場合や現地学生とのバディー制度等がある場合、ホストファミリーやバディーと十分なコミュニケーションを図り、双方に快適な状況を形成するよう最大限努めること。
10. 研修後は、体験談の執筆・発表および写真提供等に積極的に協力すること。また研修後に提出した課題や写真は広報に使用される可能性があることを了承すること。

【危機管理について】

11. 研修に際し、出国（研修参加の目的を持って日本の居住地を出発する日）から帰国（日本の居住地に帰着する日）までを保険契約期間とする機構または本学指定の海外留学保険に加入すること。補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、保証人にも内容を確認してもらうこと。
12. 研修に際し、派遣留学支援・海外渡航登録システムで留学渡航届（出国届・到着届・留学中の移動届・帰国完了届）等必要な情報を登録すること。
13. 研修に際し、「たびレジ（外務省海外安全情報配信サービス）」に登録すること。

14. 現地で常時国際通話できるよう、渡航前に海外 SIM や海外ローミングを手配すること (Wi-Fi は不可)。
15. プログラム外の活動への参加を希望する場合は、研修先機関の担当者、保証人、ホストファミリー (該当する場合) の三者全員から事前に許可を得ること。なお、旅行等の個人的な理由により研修先機関の所在地を離れる場合は、派遣留学支援・海外渡航登録システムで「留学中の移動届」を登録すること。
16. 研修中は車両 (自転車を除く) の運転をしないこと。また、海外留学保険適用外の傷害、賠償等が発生する可能性のある行動を慎むこと。
17. 研修中は、日本国および研修先機関が所在する国・地域の法令、研修先機関の規則を遵守し、本学の学生として責任ある行動をとること。研修先機関が所在する国・地域で合法とされることも、日本国で違法となる場合には、日本国の法令に従うこと (飲酒、薬物等)。
18. 研修先機関が所在する国・地域における自然災害、治安状況、感染症流行等によって、外務省が発出する海外渡航安全情報等を参考に、機構や本学が総合的に判断し、研修の中止、延期または帰国勧告を決定することがあり、その際には機構や本学の指示に速やかに従うこと。また、それによって発生するキャンセル料・変更料等の費用は参加学生の負担となること。
19. 参加学生が被った人的もしくは物的損害、または参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の (1) ~ (5) にあたる場合は、機構や本学はその賠償責任を負わないことを了承し、機構や本学の責任を問わないこと。
 - (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規制、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - (2) 参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害
 - (3) 参加学生の故意または過失により生じた損害
 - (4) 研修の趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害
 - (5) 機構や本学及び研修先機関の指導・管理が及ばない参加学生の個人的行動・問題から生じた損害
20. 帰国後、発熱や咳、下痢等、体調に不安がある場合は、速やかに機構や本学または担当旅行社に連絡すること。
21. 機構や本学が得た参加学生に関わる個人情報、研修先機関、担当旅行社、海外留学保険会社、関係省庁、在外公館および本学指定の危機管理サービス提供会社等に対して、緊急時の対応、研修の管理運営のために共有する必要があることを了承すること。

学部・研究科名: _____

学 生 番 号: _____

学生氏名 (直筆): _____

署 名 日: 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記学生が本研修に参加することに同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人氏名 (直筆): _____

学 生 と の 続 柄: _____

署 名 日: 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日